

主な問題商法の「寛く若者編」

商法の名称と主な商品・サービス		主な勧誘の手法・特徴と問題点・事例	
<p>【ワンクリック請求】 アダルト情報サイト デジタルコンテンツ※ 出会い系サイト</p>	<p>パソコンや携帯電話のアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者がクリックすると即座に「契約完了」「料金請求」などと表示し、高額な料金を請求するという商法。</p> <p>【事例】パソコンで友人のブログにリンクされた動画を友人の動画だと思い込んで「動画はこちら」OK」を次々クリックしたら、アダルトサイトに登録されてしまった。料金請求画面には、「支払わない場合は自宅や職場を調べて請求する」と書いてあった。</p>	<p>「無料サービス」「無料体験」「無料で閲覧」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品・サービスを契約させる商法。「無料」をうたったサイトで利用料を請求されたという相談が多い。</p> <p>【事例】携帯電話の無料占いサイトに登録したところ、同時に出会い系サイトにも登録となったようで、出会い系サイトからメールが送られてきた。そのサイトにアクセスしたところ、後払い購入となり、3000円を請求された</p>	<p>「懸賞金があつた」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して消費者をだまし、お金を支払わせる商法。最近では「当選した」というメールが届き、クリックするとサイトに登録となり代金を請求されるなどの相談も目立つ。</p> <p>【事例】携帯電話に「1000万円当たった。手数料の1000円をサイトに送金すると、あなたの口座に50万円ずつ2回に分けて入金する」とメールが来た。出会い系サイトからのようだが、登録した覚えがない。</p>
<p>【無料商法】 アダルト情報サイト 出会い系サイト デジタルコンテンツ※ エステ</p>	<p>販売組織の加盟者が新規加盟者を誘い、その加盟者がさらに別の加盟者を誘引するという連鎖によって組織を拡大して行う商品・サービスの取引。新規加盟者の支払う加盟料や商品購入代金等によって、自分の利益が得られると勧誘される。ネットワークビジネスなどと説明する場合もある。勧誘時の話と違い、商品は売れず、加盟者を勧誘できず、損をすることが多い。</p> <p>【事例】大学の友人に良いアルバイトがあると誘われ、説明会に行った。そこで「代理店になり、インターネットのポータルサイトに広告を出す事業者を見つけると収入になる。同じように代理店になる人を見つけると毎月数十万円の収入になる」と説明された。代理店になるには30万円のパソコンを購入することが条件になっており、支払いのために学生ローンを紹介された。</p>	<p>「懸賞金があつた」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して消費者をだまし、お金を支払わせる商法。最近では「当選した」というメールが届き、クリックするとサイトに登録となり代金を請求されるなどの相談も目立つ。</p> <p>【事例】携帯電話に「1000万円当たった。手数料の1000円をサイトに送金すると、あなたの口座に50万円ずつ2回に分けて入金する」とメールが来た。出会い系サイトからのようだが、登録した覚えがない。</p>	<p>「懸賞金があつた」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して消費者をだまし、お金を支払わせる商法。最近では「当選した」というメールが届き、クリックするとサイトに登録となり代金を請求されるなどの相談も目立つ。</p> <p>【事例】携帯電話に「1000万円当たった。手数料の1000円をサイトに送金すると、あなたの口座に50万円ずつ2回に分けて入金する」とメールが来た。出会い系サイトからのようだが、登録した覚えがない。</p>
<p>【マルチ商法】 健康食品・化粧品 商品一般 学習教材 ファンド型投資商品</p>	<p>駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止めて、喫茶店や営業所に連れていき、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる。</p> <p>【事例】路上で「絵の展示会を見に来ませんか」と声をかけられ、近くのビルの展示会場に連れていかれた。印象に残った絵はありますかと聞かれ、ある絵を指すと46万円だと言われた。「フリーターで収入が少ないので買えない」と断ったが、30万円にするので買わないか、などと2時間にわたり説得され、60000円の60回払いで契約してしまった。</p>	<p>「懸賞金があつた」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して消費者をだまし、お金を支払わせる商法。最近では「当選した」というメールが届き、クリックするとサイトに登録となり代金を請求されるなどの相談も目立つ。</p> <p>【事例】携帯電話に「1000万円当たった。手数料の1000円をサイトに送金すると、あなたの口座に50万円ずつ2回に分けて入金する」とメールが来た。出会い系サイトからのようだが、登録した覚えがない。</p>	<p>「懸賞金があつた」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して消費者をだまし、お金を支払わせる商法。最近では「当選した」というメールが届き、クリックするとサイトに登録となり代金を請求されるなどの相談も目立つ。</p> <p>【事例】携帯電話に「1000万円当たった。手数料の1000円をサイトに送金すると、あなたの口座に50万円ずつ2回に分けて入金する」とメールが来た。出会い系サイトからのようだが、登録した覚えがない。</p>
<p>【デート商法】 アクセサリー 婦人洋服・絵画</p>	<p>出会い系サイトや故意の間違った電話・メールで販売目的を隠して近づき、勧誘時に言葉巧みな話術で好意を抱かせ、それに付け込んで商品等を販売する商法。異性の感情を利用して断りにくい状況で勧誘し、契約を迫る。契約後、行方をくまらずケースが多い。</p> <p>【事例】知らない異性から電話があり、友達感覚で話をしているうちに携帯電話番号を教えてしまった。その後、相手が自宅近くまで来るといので会ったところ、「私がデザインした宝石を買ってほしい」と頼まれ、高額だったが雰囲気に乗せられ契約した。後日、専門店に鑑定してもらったところ、購入額にはほど遠い安価な査定額だった。</p>	<p>「懸賞金があつた」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して消費者をだまし、お金を支払わせる商法。最近では「当選した」というメールが届き、クリックするとサイトに登録となり代金を請求されるなどの相談も目立つ。</p> <p>【事例】携帯電話に「1000万円当たった。手数料の1000円をサイトに送金すると、あなたの口座に50万円ずつ2回に分けて入金する」とメールが来た。出会い系サイトからのようだが、登録した覚えがない。</p>	<p>「懸賞金があつた」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して消費者をだまし、お金を支払わせる商法。最近では「当選した」というメールが届き、クリックするとサイトに登録となり代金を請求されるなどの相談も目立つ。</p> <p>【事例】携帯電話に「1000万円当たった。手数料の1000円をサイトに送金すると、あなたの口座に50万円ずつ2回に分けて入金する」とメールが来た。出会い系サイトからのようだが、登録した覚えがない。</p>

※ パソコンや携帯電話からインターネットを通じて得られる情報